

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月31日から48年1月1日まで

昭和46年5月から60年6月まで、B組合に事務員として継続して勤務したが、同組合が厚生年金保険の適用事業所となる48年1月1日までの間は、組合員であるA社で厚生年金保険に加入させてもらっていた。

しかし、国（厚生労働省）の記録によると、昭和47年12月31日にA社で一旦厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、48年1月1日にB組合で再度取得しており、申立期間が未加入となっているので、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において、昭和46年5月6日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、47年12月31日に同資格を喪失後、48年1月1日にB組合において再度資格を取得しており、47年12月31日から48年1月1日までの申立期間が未加入となっている。

しかし、申立期間当時の同僚2人の供述により、申立人は、申立期間前後を通じてB組合に継続して勤務していたと認められる。

また、申立人の厚生年金保険の取扱いについて、当該同僚2人のうち、申立期間当時のA社の営業部長（B組合に出向し、同組合参事長を兼務。）は、「申立人は、B組合が昭和48年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となるまで、A社で厚生年金保険に加入し、申立期間（47年12月分）の厚生年

金保険料も控除されていたはずであり、47年12月31日に被保険者資格を喪失しているとは考え難い。事務ミスではないか。」と供述している。

さらに、当該同僚2人のうち、申立期間当時のB組合の事務員は、「私も申立人と共に申立期間前後を通じてB組合に継続して勤務していた。昭和47年12月にはA社の社会保険事務担当者から『厚生年金保険は、次はB組合に引き継ぎます。』との説明があったので、私や申立人の厚生年金保険料は、申立期間（47年12月分）についても給与から控除されていたと思う。私や申立人が47年12月31日に資格を喪失しているのは、同担当者が、資格喪失日を48年1月1日とすべきところ、誤って47年12月31日と届け出たためではないか。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主（A社）により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額は、申立人のA社における昭和47年11月のオンライン記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主（A社）が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社の保管する資格喪失届における資格喪失日が昭和47年12月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る47年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月17日から54年1月22日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を53年4月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53年4月から同年9月までは14万2,000円、53年10月から同年12月までは24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月1日から54年1月22日まで

昭和53年1月にA社B店に採用され、3か月の試用期間の後、同年4月からB店店長として同社が倒産した54年3月26日まで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されていたはずなのに、54年1月22日以降しか厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人は申立期間にA社に勤務していたと推認される。

また、申立人が同時期（昭和53年1月）に入社し、一緒（同年4月）に店長となったとしている同僚が1人いるが、同人は昭和53年4月17日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間当時、A社B店で厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に照会したところ、「入社時において申立人は既に勤務していた。」と回答した2人は、昭和53年4月1日に被保険者資格を取得しているほか、申立人が後輩として氏名を挙げた5人は、53年4月から同年6月までに被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、同期入社で同時期に店長となった同僚と同様に昭和53年4月17日に厚生年金保険の資格を取得し、厚生年

金保険被保険者として事業主により給与から保険料が控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同期入社で申立人と同じく店長として勤務していた同僚の標準報酬月額から、昭和 53 年 4 月から同年 9 月までは 14 万 2,000 円、53 年 10 月から同年 12 月までは 24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和 54 年 3 月 27 日に全喪しており、当時の事業主も所在不明のため、確認することができないが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者標準報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 53 年 4 月から同年 12 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和41年8月19日に、資格喪失日に係る記録を同年11月1日とし、申立期間①の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月19日から同年11月1日まで  
② 昭和41年12月6日から42年4月1日まで

申立期間①及び②ともA事業所に臨時職員として勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した「臨時的任用発令通知書」及びA事業所が提出した申立人に係る「臨時的任用履歴書」により、申立人は、昭和41年8月19日から同年10月31日まで、A事業所B課に臨時職員として勤務していたことが確認できる。

また、A事業所では、臨時職員の厚生年金保険への加入基準について、「法律の規定どおりに運用していたと思うが、当時の資料等はなく詳細は不明である。」と回答しているところ、同事業所が提出した、昭和41年度採用のB課臨時職員に係る「臨時的任用履歴書」に記載されている19人（申立人を除く。）のオンライン記録を見ると、17人が2か月以上の雇用期間をもって採用されているが、うち16人の厚生年金保険加入記録が確認できる。このため、3か月の雇用期間がある申立期間①について、申立人の厚生年金保険の加入記録がないのは不自然と言わざるを得ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚（臨時職員）の昭和 41 年 9 月のオンライン記録及び申立人の給与日額から 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届が提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 41 年 8 月から同年 10 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、前出の申立人に係る「臨時的任用履歴書」において、「12 月 7 日退職」の記載が確認できることから、当該期間に A 事業所の臨時職員として勤務していたものとは認められない。

このほか、当該期間の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和63年11月は8万円、平成元年1月は8万6,000円、元年2月は8万円、元年3月から同年7月までの期間、元年9月、2年2月から同年6月までの期間、2年8月、2年9月及び2年11月から3年9月までの期間についてはそれぞれ8万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年10月1日から平成3年10月1日まで  
② 平成3年10月1日から7年7月1日まで  
③ 平成7年7月1日から14年7月20日まで

昭和57年4月から平成14年7月までA社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。給与明細書は保管していないが、国（厚生労働省）の厚生年金保険の記録では、申立期間の標準報酬月額が、当時、受け取った給与を入金していた通帳の記録と比べてかなり低くなっているため記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 A社が提出した申立人に係る賃金台帳及び算定基礎届書の写しにより、A社が、平成元年から6年までの期間について、実際の給与支給額よりも低い金額に基づく算定基礎届を社会保険事務所（当時）に提出し、当該期間の一部を含む昭和63年10月から平成3年9月までの期間（申立期間①）について、オンライン記録上の申立人の標準報酬月額（昭和63年10月から平成元年9月までは7万6,000円、元年10月から3年9月までは8万円）より高い標準報酬月額（8万6,000円）に見合う保険料を給与から控除していたことが認められる。



ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額又は実際に支給されていたと認められる報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い額を認定することとなる。

したがって、昭和63年11月は8万円、平成元年1月は8万6,000円、元年2月は8万円、元年3月から同年7月までの期間、元年9月、2年2月から同年6月までの期間、2年8月、2年9月及び2年11月から3年9月までの期間についてはそれぞれ8万6,000円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち残りの期間（昭和63年10月、63年12月、平成元年8月、元年10月から2年1月までの期間、2年7月及び2年10月）については、実際に支給された報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、上記算定基礎届書により、事業主はオンライン記録の標準報酬月額の算定の基礎となる報酬月額の届出を社会保険事務所に対し行っていることが確認できることから、社会保険事務所は、昭和63年11月、平成元年1月から同年7月までの期間、元年9月、2年2月から同年6月までの期間、2年8月、2年9月及び2年11月から3年9月までの期間について、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②のうち、平成3年10月から5年9月までの期間及び6年1月から7年6月までの期間については、前述のとおりA社は、申立人の標準報酬月額を実際の給与支給額よりも低い額で届け出ていることが確認できる。

しかし、当該期間について、上記賃金台帳によると、申立人は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されている。

また、申立期間②のうち上記期間を除く平成5年10月から同年12月までの期間について、事業主は賃金台帳等が無いとしており、当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできないが、その前後の期間の賃金台帳の記録から、当該期間についてもオンライン記録（9万2,000円）を超える保険料が控除されていたと推認することはできない。

これらのことから、申立期間②について、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 申立期間③のうち、平成7年7月から同年9月までの期間、8年7月、11年5月から同年10月までの期間、12年5月から同年7月までの期間、13年5月から同年7月までの期間については、上記賃金台帳によると、給与から控除された保険料額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間③のうち、上記期間を除く期間については、申立人の報酬月額及び保険料控除額を確認できる賃金台帳等はないものの、上記の期間に係る賃金台帳から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和53年10月1日）及び資格取得日（昭和54年2月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月1日から54年2月1日まで  
昭和49年3月2日から61年10月まで継続してA社に勤務（昭和52年2月から54年1月までB国の子会社に出向）していたが、出向期間のうち53年10月1日から54年2月1日までの厚生年金保険の被保険者記録に空白が生じていることに納得できないので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において、昭和53年10月1日に資格を喪失し、帰国後の54年2月1日に同社において再度資格を取得しており、53年10月1日から54年2月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人に係る雇用保険の記録を確認したところ、申立期間を含む昭和49年3月2日から61年10月15日まで（申立人がB国の子会社に出向していたと主張する昭和52年2月から54年1月までの期間を含む。）、A社で被保険者記録が継続している。

また、申立人及び申立人と同様にB国の子会社に出向した同僚は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、出向した後も一定期間、厚生年金保険被保険者資格が継続していることが確認できるが、同人らは、「出向期間中、現地の子会社から毎月給与の支給を受けていたが、A社から

も給与の一部について支給を受けていた。また、同期間中の身分、業務、給与形態等について途中で変更になったことは無い。」と供述している。

さらに、年金事務所に申立期間当時の海外出向者の厚生年金保険の取扱いについて確認したところ、派遣元（適用事業所）から労働の指揮、監督及び給与の支給があれば資格を継続し、そうでなければ、資格を喪失するとしているところ、申立人が資格を喪失した昭和 53 年 10 月 1 日時点で、B 国の子会社に出向している者 6 人のうち、3 人（申立人を含む。）が同日に被保険者資格を喪失している一方、資格が継続している残りの同僚 3 人（昭和 53 年 4 月から出向）のうち連絡のとれた 2 人は、「出向期間中は、申立人と同様の立場で勤務していた。」としていることから、申立人についても、A 社からの労働の指揮、監督及び給与の支給があったものと推認できる。

加えて、申立期間当時の A 社の労働組合の委員長は、「B 国の子会社に出向する場合、会社と労働組合との契約に、出向者に対し A 社からも給与の一部を支給し厚生年金保険等の社会保険にも加入する旨の内容も含まれていた。」と供述しているほか、当時の A 社の事務担当者も「B 国出向した社員も、A 社の社員という認識があった。海外出向者に対し、出向していない通常の従業員と同様に日本からも給与を支給し、その中から社会保険料等も控除していたと思う。」と供述している。

その上、申立人が出向する前の昭和 47 年 8 月から 52 年 7 月まで B 国の子会社に出向していた者のオンライン記録を確認すると、出向期間についても厚生年金保険の被保険者資格が継続しており、同人は、「出向中は、申立人と同様の身分、業務内容だった。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和 53 年 9 月のオンライン記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 53 年 10 月から 54 年 1 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月 1 日から 56 年 8 月 16 日まで

昭和 46 年 4 月から 56 年 8 月まで、A社B支店に勤務した。退職時（昭和 56 年 7 月）の給与は、56 年 9 月に転職した他社の初任給 22 万円より約 5 万円高い 27 万円位だったと思うが、国（厚生労働省）の標準報酬月額の記録は 24 万円となっている。

これは、結婚後の昭和 49 年 1 月以降に、現金支給の本給とは別途、小切手で支給されていた住宅手当及び通勤手当（計 5 万円位）が、各月の標準報酬月額に含まれていないためと思われるので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社において申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した 18 人（申立人が名前を挙げた 3 人を含む。）の標準報酬月額の推移を検証したが、申立人の標準報酬月額のみが同年代の同僚より低額となっている状況は見当たらない。

また、上記同僚のうち 1 人は「住宅手当は本給とは別途、小切手で支給されていた。」と申立人と同様の供述をしているものの、その他の同僚は「住宅手当制度や、小切手による住宅手当又は通勤手当の支給は無かった。」としている上、A社本社の現在及び申立期間当時の総務担当者も「住宅手当については、当時、借上社宅で社員に賃料を負担させていたので、当該手当の制度は無く、小切手で支給していたことも確認できない。通勤手当については、本給と併せて支給（給与明細書にも記載）していた。」としており、申立内容の事実関係が確認できない。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録と

も一致しており、遡って標準報酬月額が訂正が行われた形跡も無い。

加えて、複数の同僚は「自分の標準報酬月額の記録に誤りは無い。」としているほか、申立人は給与明細書等の関連資料を所持しておらず、A社も当時の賃金台帳等を既に廃棄しており、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月から 61 年 5 月まで

A社では毎年昇給があり、退職まで給与が下がったことはない。国（厚生労働省）の記録によると、申立期間の前は 38 万円であった標準報酬月額が昭和 59 年 5 月から同年 9 月までは 32 万円、59 年 10 月から 61 年 5 月までは 34 万円になっているが、申立期間も 38 万円以下になることはなかったと思うので納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人はA社では、毎年昇給があったとしているところ、申立人の標準報酬月額の推移をみると、申立期間以外は同額又は上昇していることが確認できる。

しかし、同時期に勤務していた者の標準報酬月額の推移をみると、申立人以外にも昭和 59 年 5 月の随時改定により下がっている者が 2 人確認でき、申立人の申立期間における標準報酬月額の減額が必ずしも不自然とは言い難い。

また、A社は平成 14 年 2 月に破産登記している上、当時の事業主は既に亡くなっており、A社における申立期間当時の標準報酬月額の決定、厚生年金保険料の控除状況等を確認することはできない。

さらに、申立人は給与明細書等の関連資料を所持しておらず、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 鳥取厚生年金 事案 466 (事案 199 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 1 月 16 日まで  
昭和 17 年 3 月から 18 年 3 月まで、A 社に勤務していた期間について、年金記録確認第三者委員会に申立てを行った結果、18 年 1 月 16 日から同年 4 月 1 日までの期間については労働者年金保険の加入記録が認められたが、労働者年金保険の制度が開始された 17 年 6 月 1 日から 18 年 1 月 16 日までの記録が訂正されないことに納得できない。当時、一緒に勤務していた同僚の連絡先が新たに判明したので、照会してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和 17 年 3 月から 18 年 3 月 31 日までの期間について、申立人が所持する A 社の同僚と撮影した写真、同僚の供述等から、当該期間に申立人が同社で B の研究等の作業に従事していたと推認できるが、同社で申立人と類似の業務を行っていた同僚 2 人は、A 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、いずれも 18 年 1 月 16 日に資格取得しており、それ以前の期間については労働者年金保険被保険者記録が確認できないことから、申立人についても当該同僚と同様に、18 年 1 月 16 日以降の期間については労働者年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認められるとして、18 年 1 月 16 日から同年 4 月 1 日までの期間について既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 9 月 15 日付け総務大臣の年金記録の訂正が必要であるとするあっせんが行われている。

申立人は、前回の申立ての際に年金記録の訂正が認められなかった申立期間について、新たに当時の同僚の連絡先が判明したことから、同人に労働者年金保険に加入し、労働者年金保険料を控除されていたことを確認してほしい、として再申立てを行ったものである。



しかし、当該同僚に確認したところ、「申立期間当時、私はA社に倉庫係として勤務しており、申立人が同社の研究室に勤務していたことは記憶しているが、労働者年金保険料の控除等については分からない。」と供述している。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間において、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。